

取扱注意

## 一般社団法人SRJ 碎石生産協議会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人SRJ 碎石生産協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本の砕石業における生産技術、品質管理及び安定供給体制の健全な形を研究し、砕石業の発展と地位向上を通して、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会貢献や業界の地位向上のための広報事業
- (2) 生産、品質及び供給に関する調査・研究・指導
- (3) 環境に配慮した生産技術の研究及び情報提供
- (4) 災害発生時の協力体制の構築
- (5) 会員へのSDGsの取り組みの事例紹介及び推奨
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報により行う。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員及び会員

(社員・会員の資格等)

第7条 当法人の構成員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、当法人に入会した砕石製造法人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

(会員の入会)

第8条 当法人の会員となるには、入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 会員は、理事会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 通常の会費の他に、社員総会で別途特別負担金を定めた場合は、これを納入しなければならない。
- 3 会費については、退会等理由の如何を問わず返金しないものとする。

(会員の退会)

第10条 会員が当法人を退会しようとするときは、3か月前までに事務局に退会届を提出しなければならないが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 廃業又は解散したとき
- (3) 破産手続き開始の決定がされたとき
- (4) 会費を6か月以上納入しないとき

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規約、規則及び細則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

### 第3章 社員総会

(社員総会の種別)

第12条 定時社員総会は、年に1回事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要があるときに開催する。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、会日の2週間前までに正会員に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の通知は、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面でなければならない。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、総正会員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 正会員は、社員総会において1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の定めにかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事の中から1名を会長、3名以内を副会長とする。

(理事の資格)

第22条 当法人の理事は、正会員の役員（執行役員を含む）とする。

(選任の方法)

第23条 理事及び監事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 増員により就任した理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後といえども、この定款に定める員数を欠くこととなる場合には、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(職務及び権限)

第25条 会長は、代表理事として当法人を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代行する。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事に当法人の活動を行うための費用を支弁することができる。

(解任)

第27条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、法令の規定に従い社員総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他理事及び監事としてふさわしくない行為があったとき

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行うものとする。

- (1) 社員総会の日時及び場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (2) 各種規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集し、会日の3日前までに理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故もしくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第31条 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 事務局等

(事務局)

第36条 当法人は、その事務を処理するため、事務局を置く。

(専門部)

第37条 当法人は、その事業の円滑な遂行を図るため、専門部を設けることができる。

2 組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定めるものとする。

(仲裁委員会)

第38条 当法人は、会員間の紛争が発生し、会員からの仲裁の申し出があった場合は、その仲裁のため、理事会内に仲裁委員会を設置することができる。

## 第7章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第41条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議によって定めるものとする。

## 第8章 附則

(設立時社員)

第43条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

兵庫県姫路市家島町真浦2530番地  
有限会社竹中石材 代表取締役 竹中新一  
兵庫県姫路市家島町真浦2519番地  
西島採石株式会社 代表取締役 山本憲章  
大阪府大阪市浪速区難波中一丁目14番4号  
京阪碎石株式会社 代表取締役 木村富彦  
大阪府高槻市大字原856番地の4  
中央碎石株式会社 代表取締役 山本和成

大阪府堺市堺区戎島町五丁42番地  
中上マテリアル有限公司 代表取締役 中上徹  
和歌山県和歌山市雑賀崎2021番地の9  
株式会社豊工業所 代表取締役 久保晋典  
和歌山県橋本市学文路191番地の2  
南海砂利株式会社 代表取締役 上田純也  
奈良県御所市城山台587番地の3  
山本商事株式会社 代表取締役 山本讓二

(設立時役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事(会長)	上 田 純 也
設立時理事(副会長)	下 田 知 大
設立時理事	山 本 讓 二
設立時理事	久 保 晋 典
設立時理事	山 本 憲 章
設立時理事	木 元 伸 哉
設立時監事	中 上 徹



設立時監事 山本和成  
設立時代表理事 (※当欄は個人住所記載部分につき、当資料での記載割  
愛)  
上田純也

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日  
日までとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令  
の定めるところによる。

以上、一般社団法人SRJ砕石生産協議会 を設立のため、設立時社員 有限  
会社竹中石材 外7名 の定款作成代理人である司法書士法人なにわ合同 (代表  
社員 吉田篤史) は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年6月20日

設立時社員 兵庫県姫路市家島町真浦2530番地  
有限会社竹中石材 代表取締役 竹中新一  
設立時社員 兵庫県姫路市家島町真浦2519番地  
西島採石株式会社 代表取締役 山本憲章  
設立時社員 大阪市浪速区難波中一丁目14番4号  
京阪砕石株式会社 代表取締役 木村富彦  
設立時社員 大阪府高槻市大字原856番地の4  
中央砕石株式会社 代表取締役 山本和成  
設立時社員 大阪府堺市堺区戎島町五丁42番地  
中上マテリアル有限公司 代表取締役 中上徹  
設立時社員 和歌山市雑賀崎2021番地の9  
株式会社豊工業所 代表取締役 久保晋典  
設立時社員 和歌山県橋本市学文路191番地の2  
南海砂利株式会社 代表取締役 上田純也  
設立時社員 奈良県御所市城山台587番地の3  
山本商事株式会社 代表取締役 山本譲二

上記設立時社員8名の定款作成代理人  
大阪市北区西天満四丁目10番3号

司法書士法人 なにわ合同  
代表社員 吉 田 篤 史